

箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、デジタル化の推進が、デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定するデジタル社会をいう。）を形成する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル化の推進について、基本理念を定め、並びに町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、デジタル化の推進に関する基本原則を定めることにより、デジタル化の推進を図り、もって町民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル化 デジタル社会形成基本法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用に係る町の施策をいう。
- (2) 町民 町内に住所を有する者、町内に別荘を有する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び活動するものをいう。

(基本理念)

第3条 デジタル化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての町民がデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の課題を解決し、豊かに暮らすことのできる、誰一人取り残されない、あたたかい社会を目指すこと。
- (2) 財政上の持続可能性を十分に勘案して行うこと。
- (3) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保して行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、デジタル化の推進を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(町民の役割)

第5条 町民は、デジタル化の推進に関する理解と関心を深めるとともに、町と協働し、又は連携し、幸福な生活の実現に努めるものとする。

(基本原則)

第6条 町は、次に掲げる事項を基本原則として、デジタル化を推進し、町民の幸福な生活の実現へ向けた変革を進めなければならない。

- (1) 全ての町民がデジタル化の恩恵を享受できるように配慮すること。
- (2) 常に町民の利便性等の向上が図られるよう考慮して、柔軟かつ継続的な改善に取り組むこと。
- (3) 限られた人的資源を有効活用することにより、行政サービスの更なる向上を図ること。

(基本方針等の策定)

第7条 町長は、デジタル化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、デジタル化の推進に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 町長は、基本方針に基づき、デジタル化の推進に関する基本計画（次項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 町長は、基本方針及び基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第8条 町長は、デジタル化の推進について、総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための体制を整備するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているデジタル化の推進に関する町の基本方針及び基本計画であって、デジタル化の推進を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第7条第1項の規定により策定された基本方針及び同条第2項の規定により策定された基本計画とみなす。